

タイ政府の「南部4県」のモスリム住民に対する文化同化政策と反政府活動事件

上 東 輝 夫

はじめに

1. タイ国の国体理念と少数民族との関係
2. 「南部4県」がタイ領土の一部に至るまでの歴史的考察
3. タイ国社会における「南部4県」の社会的・文化的異質性
4. タイ政府のモスリム住民への文化同化政策の内容と結果
5. 「南部4県」における反政府活動事件と国際的視点

結びにかえて

はじめに

東南アジア地域諸国は多民族、多言語、多宗教が社会構成から見た特徴の一つになっているが、国家内の社会構成の多様性が、国家の統一的意思決定に阻害要因になっている反面において、文化的・社会的発展のダイナミズムになっているとの見方もある。

この点、本稿が対象とするタイ国¹⁾は、タイ族系住民が約90%、タイ語が国語、仏教徒が約90%となっているが、東南アジア域内では、社会的・文化的諸元の単一性が比較的に高い国柄であると言える。

タイ国の社会的・文化的諸元の単一性の高さは、タイ国の地理・地勢的要素の他、タイ政府の国家主権維持への努力の結果と政府による堅固な社会基盤の構築努力の成果によるところが多いが、タイ国の社会的・文化的諸元の単一性の高さに照らして顕著な異質性が見られるのが、モスリム住民²⁾の人口比率の高い、マレーシアと国境を接する南部4県、即ち、サトゥン、パッタニー、ヤラーとナラチワートの4県である。

即ち、タイ国の中で「南部4県」の特徴は、

仏教、タイ族、タイ語に替わるイスラム教、マレー系住民、マレー語の地域である点において、特異な社会的・文化的地域となっていることである。

タイ政府の「南部4県」固有の社会的・文化的特徴への対応は、モスリム住民に対する文化同化政策と同地域の経済・社会開発を両輪として進められてきているが、タイ政府のモスリム住民の文化的同化は一定の効果を上げている一方において、今日も「分離主義運動」³⁾に根差した反政府活動事件を始めとし、文化同化政策では律し得ないと見られる社会現象が継続しているのが実情である。

「南部4県」の政治的・社会的安定が、タイ国内の政治・社会の全般的な安定に重要なことは言うまでもないが、東南アジア地域の安定にも重要な関わりを有している。

本稿は、上述の視点に立って、冒頭にタイ国の国体理念と少数民族との政治的枠組みを明らかにし、次いで、所謂「南部4県」の社会的・文化的特徴とタイ政府の文化同化政策との関係及び「南部4県」の現状問題点と将来への展望を整理したものである。

1. タイ国の国体理念と少数民族との関係

(1) 今日のタイ国の国家としての淵源は、13世紀に建立されたスコタイ王朝とチェンマイ王朝に発するが⁴⁾、民族国家としての国体意識が確立されたのは、比較的新しく、帝国主義時代の危機が生み出した所産であった。

帝国主義時代の時期の啓蒙的な国王として

タイ国近代史に不滅の名を残すラーマ五世⁵⁾は、英・仏両国のタイ領土の植民地化への政治的野心に遭遇し、タイ社会の近代化と国家主権維持に尽力した結果、タイ国民の間に民族国家としての意識を生み出す契機を作っているが、ラーマ五世が志向したタイ社会の近代化は、封建的王政の枠内での上から下への変革に留まっていた。

タイ国において、現代的意味での民族国家としての国体意識が高揚され始めたのは、1932年6月24日の立憲革命⁶⁾であった。ピブン少佐らの極く少数の青年将校とプリディらの少壮の法律家の集団（「カナ」）⁷⁾によるこの立憲革命は、政治の形態としては、立憲君主制による議会制民主主義を標榜したものであったが、実態はカナによる恣意的な政治志向であった。

1938年、カナ内部での実権を掌握したあと、首相に就任したピブンは、国号を「タイ国」(Thailand)と内外に宣言し、「失地回復」⁸⁾と「大タイ主義」⁹⁾を国民に対しアピールし、国民の圧倒的人気を得ている。

ピブン政権のこのアピールで注目すべき点は、「タイ」、即ち、「民族」の理念を国民に浸透させたことであるが、同時に、結果として醸成されたナショナリズム¹⁰⁾が、国民の間に「国家」と「国民」の意識を高揚させるという循環を生み出したことである。一方、タイ国民の間には、国王であるラーマ七世、次いで、ラーマ八世の存在感は、憲法の条文にのみ存在する希薄なものになりつつあった。

立憲革命の政治的結果は、「国民国家」の形成を促進し、国王のカリスマ性に替わる官僚型軍人による独裁型の近代国家へと替わったが、当時の「国民」の範囲は、未だ実態的には、タイ国の主要種族であるタイ族の範囲に留まっていた。

1946年に起こったラーマ八世の王宮内での不審死¹¹⁾は、「王制の危機」を伴っていたが、

現在のプーミポン国王（ラーマ九世）はこの時に就位している。1947年、ピブンは再びクーデタにより政権に就いたが、この時に公布された下記の憲法は、戦後、英国がタイとの条約において強制した国名の「シャム」¹²⁾を再び「タイ国」と改めている他、国体の骨格に関わる条文を初めて挿入している。国体の骨格に関するこの条文部分は、現行憲法（1991年公布）においても全く変わっていない。

仏暦2490年タイ王国憲法条文抜粋¹³⁾

「タイ国は民主政体を取り、元首として国王を有する」(第2条)

「国王は尊敬崇拝すべき地位にあり、何人もこれを侵すことはできない」(第6条)

「国王は仏教徒であり、かつ、宗教の擁護者である」(第7条)

この仏暦2490年憲法は、国家と国王の関係・地位を明確にし、かつ、国王は仏教徒でなければならないこと、同時に、国王は個々の宗教を越えた全ての宗教の擁護者である旨を規定しているが、国王が仏教徒であるとの規定は、タイ国の国教が事実上は仏教であることを明らかにした点において、タイ国の国体の理念が鮮明になっている。

しかし、この時期までの国民国家としての国民の概念、特に、国民と住民との関係は希薄であった。

即ち、当時は、主として東北部に居住するタイ族系のラオ族住民の間には伝統的な反中央政府意識が残存しており¹⁴⁾、また、主として都市部に居住し経済活動を担う華僑はタイ社会への融合意識が未だ薄く、更には、モスリム住民の多い南部地域にはマレー系社会が継続していたことである。同時に、戦後の新たな問題としては、タイ北部山岳高地には、中国の政情の混乱を避けようとする山岳高地種族¹⁵⁾が避難してきていたことがあった。

なお、華僑のタイ社会への融合については、タイ政府は職業規制、税制、華僑学校のタイ語授業の導入、帰化条件の緩和や主要企業の国営・公営化等の諸措置の実施を通じて、相応の効果を上げつつあったことは特記される。

(2) 1957年、ピブン首相からクーデタで政権を奪取したサリット元師は、国王との関係の修復に努める一方、軍部独裁体制を構築していったが、1963年、サリットの急死のあとを継いだタノム元師も、国王の権威を一層高めつつ、軍部独裁体制の強化に腐心した。軍部独裁政権の存立は、実際には、ベトナム戦争の危機に効率的に対応する役割があったが、国民の支持が得られにくい弱みのある軍部独裁政権は、国王の権威を前面に押し出すという政治路線をとっていたことになる。

サリット・タノム軍部独裁政権は、このように自己保身の上から、眠っていた国王の歴史的なカリスマ性を復活させたことになったが、国民の眼には、実質的な権力者である軍部独裁政権も、国王の権威の下にある存在として認識される結果となっていた。

タイ国は、当時の開発途上国の間では、最初に経済社会開発長期計画を実施した国であったが¹⁶⁾、開発計画の担い手は上述の軍部独裁政権であった。

経済・社会開発長期計画はインフラ分野は政府が負担し、投資は民間主導という役割分担を柱としていたが、国王の権威と慈悲及び「開発独裁」の手法が一本化した開発計画の進展は、都市部においては、それまでは浮動資本であった華僑資本の地場資本への転化を促し、また、地方、特に、東北地域のラオ族住民にはタイ族系住民としての一体感と北部山岳高地種族には定住化を促している。

この間、プーミポン国王自身も、サンガ（僧伽）¹⁷⁾の頂点に立つ仏教徒・国王として経済発展の遅れた地域を巡幸し、国王基金による社会福祉分野プロジェクトの実施を即決する

等の地方住民との直接対話に努力されていたが、プーミポン国王のこうした姿勢は、国王一仏教一国民の絆を加速的に形成していった。

1973年、ベトナム戦争が終結すると、タイ国政情は民主化を求める学生運動¹⁸⁾で騒然とした状況になったが、この時の学生運動がタノム軍部独裁政権打倒の錦の御旗¹⁹⁾としたのが、「国王・仏教・国民」であった。当時未だ絶対的な権力を維持していたと見られるタノム軍部独裁政権は、国王の諫言により自ら政権を放棄するという結末を迎えたが、「国王・仏教・国民」の三位一体の錦の御旗は、タイ国の国体の成熟を意味するものに他ならなかった。

(3) 他方、タイ国の国体としての「国王・仏教・国民」の理念が、今日に至るまで浸透していない唯一の地域として残っているのが、地理的にマレーシアと国境を接し、モスリム住民の比率の高い「南部4県」、即ち、サトゥン、パッタニー、ヤラーとナラチワートの各県地域である。

2. 「南部4県」がタイ領土の一部に至るまでの歴史的考察

今日のタイ国南部地域とマレーシア北部地域の国境一帯は、18世紀のパタニー戦役の結果として、アユタヤ王朝の保護領として帰属するまでは、イスラム教文化のパタニー王国群²⁰⁾に属していた。旧パタニー王国群は、マラッカ国王の支分国として15世紀末に独立してから以降は、今日の東南アジア地域とインド洋を結ぶ海洋交易の要衝として栄えていた地域であった。

しかし、旧パタニー王国地域群は、アユタヤ王朝に帰属した後も旧来のスルタン支配体制は温存されたままであり、両者の間には、朝貢関係による緩やかな主従関係が継続していた。

マラヤ半島中・南部の支配を完了していた英国は、ラーマ五世治下のタイ国に国境画定条約の締結を要請し、1902年、国境画定条約が締結されるに至るが、タイ国は、この条約により、旧パッタニー王国群の南半分の地域の割譲を余儀なくされている。

かくして、旧パッタニー王国群地域の英領マラヤとタイ国間の領土帰属範囲は明確になったが、同時に、タイ政府にとっては、タイ国の領土範囲と確定した地域の行政責任を改めて背負うことになった。

タイ国政府は、タイの地方行政制度に従い、この地域をサトゥン、パタニー、ヤラーとナラチワートの4県とし、スルタン制度を廃止し、各県に官選知事を配置して行政を開始しているが、英・タイ国境画定条約締結から立憲革命の1932年までの時期は、スルタン支配の行政からタイ政府直轄の行政への移行統合に費やされている。

1932年から1960年前後に至る時期は、タイ政府のモスリム住民に対する文化同化政策が模索されていた時期であった。

既述の通り、立憲革命後の政権は西欧型の近代政治を標榜していたが、近代政治形態の一環として、モスリム住民をタイ国民として正式に位置付ける動きが、この時期によく始動している。

タイ政府のモスリム住民への新たな行政的取り組みは、立憲革命の直後に公布された布告に、タイ国内のモスリム住民もイスラム系タイ国民として扱われる旨が明記されたことに象徴されているが、1945年には、「イスラム法令」が制定され、モスリム住民の慣習法であったイスラム婚姻法、イスラム相続法等は、タイの法律と整合性を持つ形に体系化された上で、タイ南部地域のモスリム住民に適用されるようになった。

即ち、タイ政府としては、モスリム住民の伝統文化は尊重するが、モスリム住民の自治は、あくまでタイ政府の法律の管轄下にある

ことを示した措置であったと言える。

タイ政府とモスリム住民との関係は、1960年前後から一挙に能動化が見られている。即ち、タイ政府のモスリム住民に対する施策が、モスリム住民への強力な文化同化政策に移行したことであるが、タイ政府のかかる姿勢の変化は、前述のモスリム住民に対する法的、制度的な移行実施期間を経たことその他、ベトナム戦争と連環したモスリム住民地域のタイ国からの分離主義運動が激化したことと、共産主義勢力の浸透防止²¹⁾への迅速な対応が迫られたことによっていた。

この点、タイ政府が最も憂慮したのが、マレーシアと国境を接し、モスリム住民が過半数を占める「南部4県」地域であったが、タイ政府は、モスリム住民地域の行政の難しさに始めて直面したことになった。

3. タイ国社会における「南部4県」の社会的・文化的異質性

(1) 「南部4県」の社会的・文化的異質性(特徴)の一つは、モスリム系住民の多いことであるが、タイ国国家統計局資料「県別人口統計(2000年度)」に従い、県別人口に占めるモスリム人口比率の高い諸県を抽出すれば、次の通りになる(モスリム人口はタイ国人口総数の4.0%)。

イ. 南部4県

ナラチワート78.5%、パタニー77.5%、サトゥン66.0%、ヤラー62.8%

ロ. 他の南部諸県

クラビー34.2%、ソククラ20.0%、パンガ19.2%、プーケット18.6%、トラン12.1%、ラノン11.2%、パタルン8.5%、ナコンシータマラート4.9%、スラタニー2.0%、チュボン0.4%

ハ. その他の地域諸県

チャチェンサオ6.1%、ンタブリー5.8%、ナコンナヨック5.1%、アユタヤ4.5%、

パトゥンタニ3.9%、バンコク0.4%、チェンマイ0.4%、チェンラーイ0.2%

上記の数字は、1都75県のうち、モスリム住民が0.2%以上を占める都・県の数は23、即ち、約3分の1あることを示しているが、南部4県は、各県共に、モスリム住民人口が60-80%と高い比率を占めている点において、正にモスリム住民地域と言える。

(2) 南部地域のGDP総額については、東北地域及よりも多く、北部地域よりは若干低い、突出する首都圏を除けば、国内では、ほぼ平均的な水準にあることが示されている²²⁾。これは、第二次経済社会開発5カ年計画(1966-70年)以降の農漁村部開発の効果及び近年のゴム産業と水産業の発展によるものである。

しかし、南部地域、特に、南部4県の所得分配構造は、ゴム園経営者と大型漁船所有者等の事業経営者に偏向している様相があるので、モスリム住民の多くは被雇用者層であることから、モスリム住民の実際の個人所得額は、国内の平均県民所得額を下廻る者も多いと推測され得る²³⁾。

(3) 上記(2)の南部4県のモスリム住民県別人口比率は、非モスリム住民人口も各県に20-40%を占めていることを示しているが、モスリム住民と仏教徒との間に価値観を巡る対立・緊張感は見られない。この点は特記すべきことであると思われる。

(4) 因に、南部4県のモスリム住民の多くは、穏健なマレー系のスンニ派のシャーフイー派に属している。モスリム住民の行動規範は、タイ国政府内務省と文部省の管轄下の全国的組織であるタイ・イスラム中央委員会²⁴⁾及び各県に置かれているイスラム教徒評議会の指導に依拠している。

南部4県のモスリム住民は全員が地区のモスクに所属し、イスラム教的な信仰体系と通過儀礼に深く関わっている。宗教学校(ポンドック)²⁵⁾は、マレーシア語とアラビア語及

びイスラム教義などの伝統文化を習得する機会になっていた。また、南部4県のモスリム住民は、実生活においてはマレーシアとの繋がりが深く、更には、中近東地域とは、メッカへの巡礼²⁶⁾、留学、出稼ぎ²⁷⁾等で深く結ばれている。

4. タイ政府のモスリム住民への文化同化政策の内容と結果

既述の通り、タイ政府のモスリム住民に対する本格的な同化政策は1960年前後に始まっているが、タイ政府は、ベトナム戦争の拡大につれて、南部地域と東北部地域への共産主義勢力の浸透という目前の二正面作戦を乗り切るという至上命題に発していた。

南部4県では、マラヤ共産党と国内のイスラム分離主義運動との戦略上の連携が最も危惧されていたが、従って、タイ政府のモスリム住民への同化政策は、現実には、反政府活動の鎮圧と同化政策の同時実施が特徴になっていた。

タイ政府のモスリム住民に対する同化政策の核心は「文化同化政策」であったが、その究極の目標は、モスリム住民の「タイ化」(Thainization)の促進、また、直接の対象分野は教育に置かれていた。

南部4県のモスリム住民の子弟は、初等・中等教育を終えて青年期を迎える時期になると、高度のイスラム的学識を身に付けた宗教的教師(ト・グルー)が開くポンドックにおいて、数年間の宗教的共同生活を送り、イスラム的価値観とマレーシア語・アラビア語を学ぶ慣習があったが、タイ政府は、1961年に各ポンドックに対し自発的に登録を行わせ、登録したポンドックに対しては、カリキュラム編成や財政面の援助を行うプロジェクトを発足させている。

また、1965-68年には、全てのポンドックに対し私立学校として登録を強制的に義務付

け、未登録のポンドックは閉校処分にする措置をとると共に、1968年にはポンドックに対し、宗教・倫理教育を含むカリキュラム指針を示している。

更に、タイ国政府は、1980年には、公立学校である小学校初級課程4年、小学校上級課程3年、中学校課程2年²⁸⁾を通じ、タイ国民としてのタイ語を含む情操教育を主体としたカリキュラムを導入している。

現在では、タイ政府のポンドック変革と公立学校のカリキュラム変革の試みは定着し、また、南部4県の50歳台以下のモスリム住民は、タイ語とマレーシア語の二言語が使用可能という結果が得られている。

この点、タイ国政府の1961年以降の教育分野を通じての文化同化政策は所期の成果を上げたと思われる。

同時に、南部4県のモスリム住民側においても、域外を含む就職に際してタイ語能力を持つことが必須の状況であることを認識し、ポンドック変革と公立学校の改革の現状を肯定的にとらえる傾向も見られている。

他方において、児童が家庭や村落(カンボン)で教えられるイスラミック的価値観と行動様式が、学校教育の場で教えられるタイ国国民としての倫理と一致しないために、社会的な摩擦も頻繁に生じるようになってきている。また、児童・青年のマレーシア語とアラビア語の能力が低下したことも指摘されている。

総じて見るならば、タイ政府の文化同化政策は、南部4県のマレー系モスリム住民の伝統的価値観に関しては大きな変化を与えてはないが、実生活の上でのタイ国民としての教養と認識は広がっていると見られる。

5. 「南部4県」における反政府活動事件と国際的視点

(1) ベトナム戦争時期の反政府活動は、マラヤ共産党とイスラム分離独立主義者とが連

携していたと見られていたが、マラヤ共産党が壊滅して以降の反政府活動事件は、南部4県の分離独立の主張を掲げる一部の過激なイスラム原理主義者が主体となっていたと見られている。

本来、南部4県のモスリム住民の殆どは穏健なモスリム住民であるが、これらのモスリム住民は、タイ官憲による村落レベルの住民の生活への介入には、権力者による介入という図式的な拒否反応を示すことが多く、従って、南部4県で生じている従来からの多くの小規模な官憲との衝突事件には、過激なイスラム原理主義者による活動や指導とは無関係な事例を多く含んでいる点は、留意する必要がある。

他方、南部4県には、いくつかの組織的過激派が存在していることは、1960年代以降の反政府活動事件の事後の犯行声明からも明らかになっているところである。

これらの組織のうち、最も注目されているのが「パタニー統一解放機構」(PULO)であるが²⁹⁾、南部4県における1970年代以降の大規模な反政府活動事件のうち、77年6月29日と92年8月13日にハジャイ駅で起こった爆破事件では、事件発生直後にPULOが犯行声明を出している。

なお、89年11月25日に起こったクアンミート駅爆破事件は、PULOを含むいずれかの組織からも犯行声明は出されていないが、犯行声明が発出されない事例も多い。

また、モスリム住民の反政府集団活動としては、1990年6月3日、シーア派の原理主義者のグループが、故ホメイニ師の一周忌を記念し開催したパタニーのクルッセにおけるモスリム独立国を要求する大規模集会は、タイ政府に衝撃を与えている。

南部4県における2000年代の大規模な反政府活動事件としては、04年4月8日のナラチワート県の警察官派出所襲撃事件では、108名のモスリム住民が射殺されており、04

年10月26日のナラチワート県でのモスリム住民と治安部隊との衝突事件では、モスリム住民85名が死亡している。

(2) 2000年代になって憂慮されているのは、南部4県地域が、東南アジア地域でテロリスト集団とされる「ジェマー・イスラミア」(JI)の接点地域としての影が浮上していることである。例えば、03年6月10日、タイ官憲はナラチワート県内でJIと連携したテロ計画の容疑でモスリム住民3名を逮捕し、また、03年8月11日、タイ官憲はJI幹部のハンバリをアユタヤで逮捕している。

JI関係者の逮捕で注目されているのは、南部4県のモスリム過激派の国際的動向の有無であることは、言うまでもない。

(3) 上記の通り、南部4県の反政府活動事件の現状は、南部4県の社会的事情と国際的関係の両面からの対応が必要なことを示している。

前者について最も重要なことは、タイ政府当局が穏健なモスリム住民との真摯な、また、粘り強い対話の姿勢を堅持すると共に、政府が実施する経済社会開発プロジェクトは、地域住民の生活向上に直結していることが実感される内容であること、後者については、マレーシアを含むASEAN諸国政府当局が、国際的テロリスト集団についての情報を共有し、かつ、協調的な施策を堅持することである。

結びにかえて

今日のタイ国の国体とも言うべき「国王・仏教・国民」の三位一体の理念は、1932年の立憲革命による憲法公布以降、10数回の憲法改正の中で徐々に凝縮してきたものであるが、1973年のタノム軍部独裁政権打倒の際に掲げた「国王・仏教・国民」の錦の御旗の効果が、タイ国民の何人も侵害できない国体理念として一挙に凝結させている。

しかし、歴史的に見れば、タイ国の国体となった「国王・仏教・国民」の三位一体は、実際のところは、「国王・仏教」が国家としての主体（求心力）であって、「国民」は国家の客体（受け皿）であったと見るのが、より適切であると言える。

正しく、この国体理念の形成過程が、タイ族系としてのシャム族、ラオ族とタイ・ユアン族を民族としての一体感に導き、また、外延の少数民族であるクメール族とモン族等と外来移住者である華僑も、融合・同化させてきた原動力であった。

上述のタイ族系、クメール族、モン族の場合には、殆どの住民が広義の仏教徒であることその他、仏教と国民を繋ぐ国王を観念的、かつ、現実的な政治的保護者として容易に受容したが、タイ国居住の華僑が居住国・タイ社会への融合と同化が早かった理由も、中国本土の社会主義体制移行のほか、同様な理由によっている。

この点、「国王・仏教・国民」の三位一体の理念が、実態と直接に合致しなかったのが、タイ北部の山岳高地民族と所謂「南部4県」のモスリム住民であった。

北部の山岳高地種族は、近年になってから、タイ領土へ種族の安全と生活を求めての断続的、かつ、種族単位の流入者集団³⁰⁾であることに特異性があるが、タイ政府の対応も、国体理念とは別枠の緊急事態としての対応、即ち、山岳高地民族の生活環境に即応した定住化計画を実施に集中されてきている。

タイ政府は、今日においても、山岳高地民族については、タイ国民としての同化よりも低地タイ人社会との融合及び定住と自立確保に力点を置いているが、実態に即応した政策判断と考えられる。

他方、「南部4県」のモスリム住民にとっては、伝統的宗教信仰を有するイスラム系住民として「仏教」には親近性がなく、従って、国体の中核となる「国王・仏教」は、「国民」

に向かう求心力として作用しない観念になっている。

「南部4県」のモスリム住民にとっては、歴史の過程で凝結したタイ国の国体である「国王・仏教・国民」の三位一体の理念は、連鎖の環を持たないことになる。

この他、「南部4県」のモスリム住民には、パッタニー王国以来のタイ領土の先住民であるとの自負があること、また、地理・地勢的に「南部4県」地域がイスラム教を国教とするマレーシアと国境を接している事実が、タイ国民としての文化的同化を疎遠なものにする要因になっている。

タイ政府の「南部4県」問題の対応は、究極のところは、モスリム住民の伝統社会と伝統文化を尊重しつつ、タイ国の普遍的な学校教育制度を通じてのタイ国民としての意識の高揚と、他方、長期経済社会開発計画を通じての経済・生活水準の引き上げに要約される。

タイ政府のかかる対応姿勢は、モスリム住民の文化的同化よりも、タイ国民としての融合に目標が置かれていることを示しているが、実情に合致した適切なものと評価される。

「南部4県」問題の今後の長期展望としては、南部4県のモスリム住民の大部分は穏健なモスリム住民として、地域社会での融和と生活水準の向上を望んでいることは確かなところであるが、学校教育を通じタイ語教育とタイ国民としての教育が定着すれば、モスリム住民のタイ社会との融和が進み、また、モスリム住民のタイ社会への寄与が高まることと、仏教信仰のタイ国民とイスラム系タイ国民が、相互に価値観の異なる宗教を理解すれば、タイ国文化の底辺が広がることになり、国家としての活力の向上も期待され得る。

最も懸念されることは、南部4県地域には極く一部に過ぎないイスラム過激派と外部勢力とが結びつくことであるが、この点は、特に、ASEAN 諸国の一致したテロ行為阻止へ

の姿勢と南部4県のモスリム住民の確固たる意思の有無が、状況を左右することは言うまでもない。

注

- 1) 憲法上の正式国名は「タイ王国」(Kingdom of Thailand, Puraraacha Anachak Thai)。慣用的呼称としては「タイ」(Thai)もあるが、「タイ」は国民、国籍、言語も表す等の紛らわしさがあるので、本稿では「タイ国」(Thailand, Purathet Thai)を用いた。
- 2) 「モスリム」はイスラム教徒と同義語であるが、自らの宗教的アイデンティティとして使われている。
- 3) 1960年代から一部の過激なイスラム原理主義者が南部4県地域の独立を主張し、その主張達成手段としては反政府活動事件も伴っている。
- 4) タイ族の初の国家としてのスコータイ王朝の建立は1238年、北部地域のチェンマイ王朝の建立は1259年。スコータイ王朝はアユタヤ王朝、トンブリ王朝の系譜を辿り、他方、チェンマイ王朝は1775年にトンブリ王朝に合併されて消滅、かかる歴史を経て今日のタイ国(バンコク王朝)に発展している。
- 5) ラーマ五世(チュラローンコーン王: 1868-1910年)はタイ国の独立主権維持とタイ社会の近代化に尽くした国王として、タイ近代史に不滅の名を残している。
- 6) タイ国は立憲革命の起こったラーマ七世(プラチャーティポック王: 1925-35年)の在位時期までは専制君主制の下にあり、ラーマ七世は1935年に自ら退位している。
- 7) タイ語で「カナ」(Khana)とは共通の理念を共有する少数の集団を意味し、主に、政治集団や派閥を指すが、大学の学部等の組織を指して使われる場合もある。
- 8) ピブン首相の掲げた「失地回復」は、タイ国が1870年代以降に主権独立維持と引き換えに、英・仏両国に割譲した領土の回復実現を意味していたが、この意味の失地は、メコン河右岸のラオスの二州、カンボジアの東部二州とマラヤ半島部の数州が対象地域であった。
- 9) ピブン首相の掲げた「大タイ主義」とは、タイ国の主導下に、インドシナ半島に広がるラオスとビルマのシャン諸国を含むタイ族の統一国家を作るという政治的志向。

- 10) ピブン首相は「ラッタニヨム」(Rattaniyom : 愛国精神)のスローガンを国民に対し常時アピールしたのが、典型的なその一例。
- 11) ラーマ八世(アナンダ・マヒドン王:1935-46年)は王宮の寝室でピストル自殺を遂げたとされているが、真相は不明。
- 12) 英国政府は戦後の国交修復条約交渉において、ピブン政権時代に改称した国名の「タイ国」は承認せずとの立場を固執し、条約には国名は「シャム」と記された。
- 13) タイ国の公文書における年号表記は釈迦の入滅の年を紀元元年とする仏暦が使用されている。仏暦2490年は西暦1947年。
- 14) タイ国東北部に居住するタイ族系のラオ(Lao)族は、メコン河を隔てたラオスの住民と種族、言語、風俗・慣習に親近感を有するが、同時に、トンブリ王朝下でタイ国に併合されて以来の政府官憲の抑圧的態度や放任的政策に対し、不満が蓄積されていた。
- 15) 第二次世界大戦終結後の中国国民党支配から共産党支配への転換期の混乱が、雲南省、貴州省、四川省の山岳高地に居住していた少数民族の安全にも影響を及ぼしている。
- 16) 世銀の指導により立案・実施されたタイ国第一次経済開発6ヵ年計画(1961-66年)は、発展途上国の経済開発長期計画としては最初であった。
- 17) 「サンガ」(僧伽)とは、上座部仏教社会では、得度した僧侶は必ず一つの寺院に帰属し修行しなければならないが、この寺院の総体組織。
- 18) タノム軍部独裁政権下では憲法の無い事態が継続していたが、ベトナム戦争の終結を契機とする学生連合による憲法公布請願の大規模デモが引き金となり、タノム政権は崩壊している。
- 19) 学生連合が憲法公布請願の大規模デモを行った際、各学生グループが掲げていたのが国王の肖像写真や仏教旗であったが、鎮圧を行う軍部独裁政権の軍隊・警察側の方が、一転して国王や仏教に反抗する賊側の立場に置かれた。
- 20) 「マラッカ王国」は1400年頃、シュリービジャヤの土候バラミシュワラがスマトラのイスラム土候の娘と結婚し、当時小さな漁港であったマラッカに新国家を建立したのが始まりとされているが、1460年以降には、マラッカ王国の勢力は北方のケダー(インド洋側)とパタニー(シャム湾側)に伸長しているところ、マラッカ王国の保護の下に、いくつかの土候の連合国家に発展したのが「パタニー王国群」である。
- 21) タイ政府が最も警戒したのが、インドシナ戦争と連動する国際的共産勢力の浸透に東北地域と南部地域への二正面作戦を余儀なくされている状況であったが、現実には、中国共産党と連携するマラヤ共産党(陳平書記長)の浸透作戦が行われていた。
- 22) タイ国国家統計局資料(2000年度)による地域別GDP比率は、首都圏(35.2%)、中部(16.5%)、東北部(14.1%)、南部(9.2%)、東部(7.7%)、西部(5.4%)となっている。
- 23) 該当する統計資料に基づくものではなく、筆者の経験的判断による。
- 24) 「タイ・イスラム中央委員会」の委員長はタイ国の政治顧問の地位が与えられており、また、仏教の最高指導者に相当する者としての「チュラーラーチャモントリー」と共に、タイ・イスラム教界の尊師になっている。
- 25) 「ボンドック」は、高度のイスラム的学識を身に付けた宗教的教師(ト・グルー)が、教室、講堂、礼拝所を設けた自宅内に宗教教育の私塾を開き、学びに集まった学生たちが師の家の周りに次々と掘立て小屋(ボンドック)を作り住み着いて、自給自足の生活を始め、一種の宗教的コミュニケーションの成り立ちを総称してのものである。
- 26) モスリム住民は一生に一度はメッカへの巡礼を果そうとするが、南部4県においては巡礼のための相互組織も発達している。メッカ巡礼経験者は村内ではハッジ(Haji)の尊称で呼ばれている。
- 27) 留学はイスラム学とアラビア語の研究が主である。出稼ぎ先は、サウジアラビア、リビアとクエートが多い。
- 28) 1980年当時のタイ国の学校教育制度は7-3-2-4制であったが、南部4県地域では従前の制度の4-3-3-2-4制が維持されて、小学校初級課程(4ヵ年)が義務教育年限になっていた。現在のタイ国の教育制度は6-3-3-4制である。
- 29) 「パタニー統一解放機構」(PULO)は1957年に結成されて以来は、反政府活動事件に見え隠れする存在になっているが、中核指導者や国際的連帯関係は明らかになっていないが、犯行後のPULOの声明は南タイ4県にイスラム国家の建立を一貫して主張している。
PULOの他、タイ政府が公式に確認している分離主義を標榜している過激派は、「パタニー・全国革命戦線」、「プールサトゥ」、「ムジャヒディン・イスラム・パタニー運動」がある。
- 30) タイ北部地域の山岳民族は10種族。比較的に

高地に住むシナ・チベット系の6種族（メオ・ヤオ・アカ・リス・ラフ・カレン）と比較的に低地に住むオースロ・アジア系の4種族（ラワ・テティン・カム・マブリ）に分けられるが、前者の種族が近年の流入集団である。

参考文献

タイ国内発行のタイ字新聞：*Purachatippa Thai, Khaw Phanit, Siam Rath*

タイ国内発行の英字新聞：*The Nation, Bangkok Post*

石井米雄・吉川利春編 『タイの事典』 同朋舎 1993年

タック・チャルムティアロン著 玉田芳史訳 『タイー独裁的温情主義の政治』 井村文化事業社

1988年

権藤与志夫・弘中和彦編 『アジアの文化と教育』 九州大学出版会 1987年

Craig Reynold (ed.) “National Identity and Its Defenders- Thailand 193-877” *Silkwormbook Chiangmai* 1991年

橋本卓著 「タイの地方行政財政制度」 『アジア諸国の地方制度(III)』 (財)地方自治協会 1993年

今永誠二著 『東方のイスラム』 風響社 1995年
拙著 『タイ王国——民族の伝統と外交の歴史』 原書房 1981年

マレーシアの国内新聞：*The Sun, The Strait Times, 『星州日報』『岷州日報』*

(社)日本マレーシア協会 『マレーシア月報』